完成版　　２０２３（令和５）年７月31日

東京地方裁判所　民事第５０部　合（ろ）係　御中

≪平成27年（ワ）第13562号≫

福島被ばく損害賠償請求事件

現地進行協議実施計画（案）

原告　井戸川克隆　印

進行協議実施行程表

＊予定日

第１予定日　２０２３（令和５）年１０月１８日（水）

第２予定日　同年１１月２９日（水）

＊東京地方裁判所御一行来町スケジュール（案）

往　路

〇第一案：東北新幹線東京駅7：44発➡郡山駅9：22着　やまびこ205号

郡山駅から双葉町へのルート

チャーター便で双葉町へ入町する

所要時間：磐越道・常磐道経経由　1：50～2：00

長塚越田スクリーニング会場に到着するのは11時頃になる

〇第二案：東京駅ひたち３号7：53～双葉駅11：10着を予定（決定）する

双葉駅からチャーター車両に乗車し、スクリーニング会場に入る

＊**原告弁護団**は、東京駅ひたち３号7：53発～双葉駅11：10着

復　路

双葉町から郡山駅まで常磐道➡磐越道➡郡山駅

所要時間　約１時間50分

郡山駅に到着した時点で、下記時刻表から便を選ぶ

＊東北新幹線　郡山駅出発時間表

16:00					
16:06発	→	17:24着(78分)	やまびこ64号	東京行	新幹線運行表
16:12発	→	17:56着(104分)	なすの292号	東京行【始発】	新幹線運行表
16:30発	→	17:48着(78分)	やまびこ146号	東京行	新幹線運行表
16:30発	→	17:48着(78分)	つばさ146号	東京行	新幹線運行表
16:38発	→	18:16着(98分)	やまびこ216号	東京行	新幹線運行表
17:00					
17:06発	→	18:24着(78分)	やまびこ66号	東京行	新幹線運行表
17:16発	→	18:36着(80分)	やまびこ148号	東京行	新幹線運行表
17:16発	→	18:36着(80分)	つばさ148号	東京行	新幹線運行表
17:31発	→	18:48着(77分)	やまびこ150号	東京行	新幹線運行表
17:31発	→	18:48着(77分)	つばさ150号	東京行	新幹線運行表
17:37発	→	19:16着(99分)	なすの280号	東京行【始発】	新幹線運行表

班編成

第一班：裁判所４人？、運転手１人車両１台

第二班：原告・補助者３人（内１人は計測係・専用車両１台）

・弁護士４人、運転手１人車両１台

第三班：被告東電不明

第四班：被告国不明

留意事項

１．入域手続き及び連絡体制について

ア　双葉町までの移動手段は各自、郡山駅利用者は直接長塚越田スクリーニング会場集合。

双葉駅利用者は、双葉駅で待機している車両でスクリーニング会場へ移動する。

イ　スクリーニング会場においては、事前に双葉町役場で登録しておいた名簿

（班ごとの）の確認を行う。

ウ　一班から四班までの通行証の手渡しを行い、漏れの無いことを確認する。

エ　連絡体制については、セキュリティ対策の関係から、共有しないことにし、車列を離れないように通行する。（通行車両が限られているので、迷うようなことは考えられない）

２．放射線防護の服装等について

双葉町内は、世間でいわれるような安全な環境には程遠く、今般の汚染の調査結果に示された強度の汚染地帯なので、本件事故前に東京電力が入所教育で示していた、B・C 区域用の装備が必要と判断しているので、イ・ウの装備が必要である。

ア　タイベック装着する前に用便を済ませること。

イ　放射線防護の装備は、スクリーニング会場から手渡されるものを着装する。裁判所御一行には、ゴム長靴をそれぞれに準備する。又、万が一の際の除染用ペットボトルをそれぞれお渡しする。

ウ　マスクは高性能を使用する。

３，原子力発電所の放出管理値について

線量目標値は、日本の原子力発電所の主流を占めている発電用軽水炉について、ICRP（国際放射線防護委員会）の ALARA（合理的に達成可能な低減）の精神に従って、放出放射性物質による周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低く保つための設計及び運転管理の目標として、定められた（原子力安全指針「発電用軽水炉型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」）ものである。

その値は、実効線量当量で、年間 50μSv（0.05mSv）で、一般公衆に対する線量限度年間 1mSv の 1/20 で、

① 放射性液体放射性物質に起因する海産物摂取による内部被ばく

② 放射性気体廃棄物（希ガス）による外部被ばく

③ 放射性気体廃棄物（ヨウ素 131）による内部被ばく

の合計で評価、年間の「放出管理目標値」を定めて厳格に管理する事にされている。

4．放射線管理区域の理解について

（1）法令上の規制　「ATOMICA より引用」

管理区域 かんりくいき

原子力施設や放射線利用施設等であって、関係者以外の者の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、放射線被ばくのおそれのある区域を他の一般区域から物理的に隔離した区域を管理区域という。このうち外部被ばくのみの可能性のある区域を放射線管理区域、内部被ばくの可能性もある区域を汚染管理区域と呼んでいる。放射線障害防止法の施行規則第1条1号及び平成12年告示（平成18年最終改正）第4条では、管理区域として扱うべき区域を以下のとおり定めている。1) 外部放射線に係る線量が実効線量で3か月あたり1.3ミリシーベルト（mSv）を超えるおそれのある区域。2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3か月間の平均濃度が空気中濃度限度*の10分の1を超えるおそれのある区域。3) 汚染された物体の表面の放射能密度が表面密度限度の10分の1を超えるおそれのある区域。及び、4) 外部放射線による被ばくと空気中の放射性物質の吸入による内部被ばくの双方の可能性がある場合には、上記の1) と2) に定める基準値に対するそれぞれの比の和が1を超えるおそれのある区域。管理区域の出入口では、人や物品の放射能汚染が厳しく管理される。* 空気中濃度限度とは「1週間についての平均濃度」である。

＜登録年月＞ 2011年04月

（2）下記は「令和 3 年 2 月 26 日　原子力規制員会原子力規制庁の資料から引用」

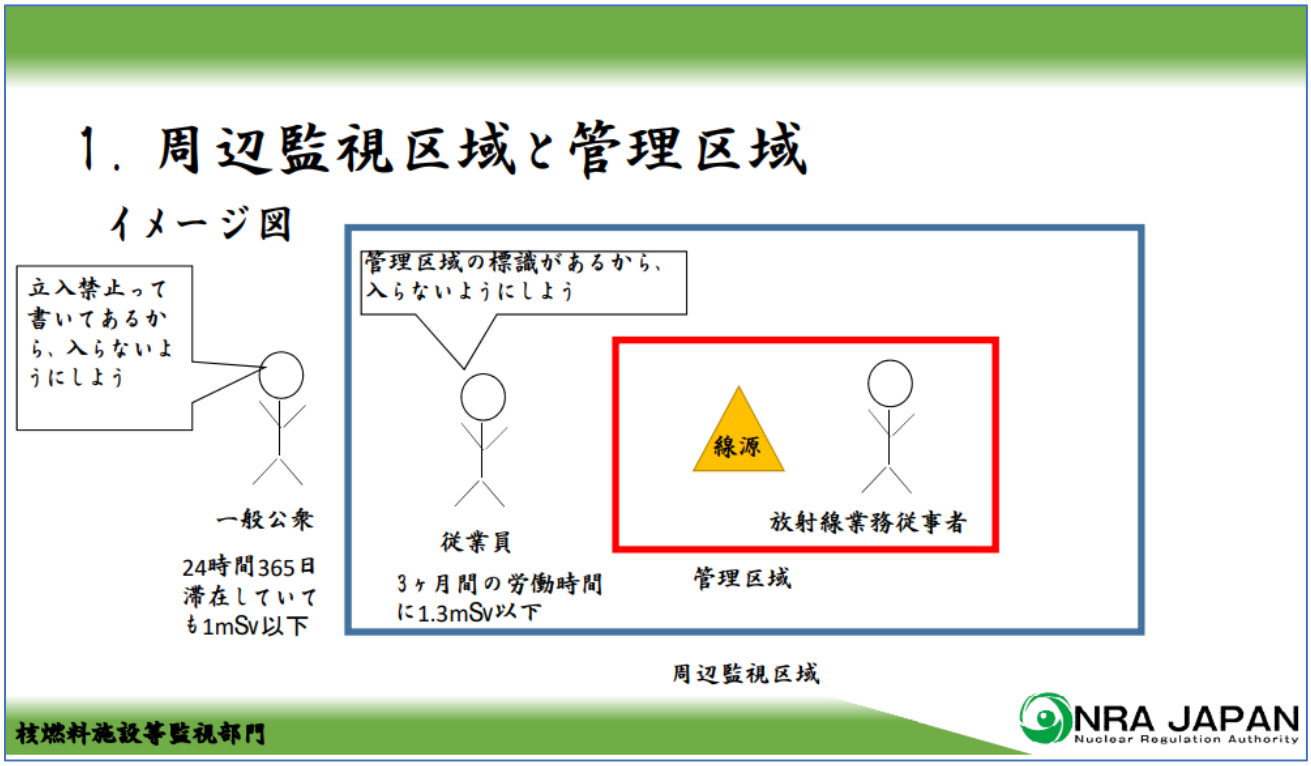

この資料には、一般公衆の定めとして 24 時間 365 日で 1 mSv 以下となっているので、1mSv を 24 時間と 365 日で割れば、**0.114μSv/h 以下**となる。本件現地進行協議区域内の実測値から、当然、管理区域内同等であると理解しなければならない。

（３）喫煙・飲食の禁止

①　原子炉等規制法

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように制定する。

（管理区域への立入制限等）

第七十八条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　管理区域については、次の措置を講ずること。

イ　壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ　放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ　床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

二　管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二　保全区域については、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三　周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ　人の居住を禁止すること。

□　境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

② 電離放射線障害防止規則

電離放射線障害防止規則　労働安全衛生法（昭和四十七年労働省令第四十一号）第四十一条の二

（**喫煙等の禁止**）事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

２　**前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。**

（４）原告らの実測記録　2023 年 4 月 14 日（旧双葉町役場）

双葉町空間線量率測定（1m）記録

測定場所：　同、新山字前沖２８地内旧双葉町役場　モニタリングポスト周辺　　管理番号：　7-1

測定日：2023年4月14日18日　　測定者：桑原　豊

	NaIシンチレーション	電離箱ICS-323C		インスペクター		GM管TGS-146B	備考
	S/N　202K6825	S/N　R05316		S/N　34658		管理No5	
	γ線（μSv/h）	γ線（μSv/h）	β・γ線（μSv/h）	γ線（μSv/h）	α・β・γ線（μSv/h）	スケーラ計測30秒	
1	0.55	0.4	1.2	0.359	0.365	148	
2	0.57	0.4	1.0	0.350	0.359	120	
3	0.57	0.5	1.1	0.353	0.335	136	
4	0.59	0.4	1.3	0.347	0.365	111	
5	0.59	0.5	1.0	0.329	0.413	134	
6	0.59	0.5	1.0	0.341	0.407		
7	0.59	0.5	0.9	0.389	0.431		
8	0.58	0.6	0.8	0.413	0.449		
9	0.58	0.6	0.7	0.383	0.437		
10	0.58	0.5	0.8	0.395	0.437		
平均値	0.58	0.49	0.98	0.366	0.400	130	
校正定数	0.98	1.04					
正味線量率	0.57	0.51	0.98	0.366	0.400	260	

※　シンチレーションの時定数は10秒とし、線量測定開始は時定数の3倍以上とする。電離箱の測定方向は下向きとする。

※　電離箱のγ線線量率が、1.0　(μSv/h）未満の場合は参考値とする。　※　TGS-146Bの正味線量率は「cpm」

※　NaIシンチレーションTCS-171B以外の測定は、2023年4月18日測定。

上記表は、2023 年 4 月 14・18 日原告の協力者の桑原氏による実測データである。

Na l シンチュレーション、電離箱、インスペクターで計測した値はいずれも 0.114μSv/h を超えていることが示されている。内閣府原子力被災者生活支援チームらが違法に推し進めている、20 ミリシーベルト／年（2.28μSv/h）以下で人が住めるという政策は違法で、国民を愚弄していることが、ここで明確に証明される。

◎進行順路の内容及び時間割（案）

備考欄（凡例：ア・移動時間、イ・到着時間、ウ・滞在時間、エ・移動開始時間）

順路番号	呼　名	確認のための実施事項及び原告の説明	備　考
	長塚越田スクリーニング発	入域装備を整えたら、第二班原告車両が先導して、第一班、第三班、第四班として出発する。	イ　11:15 エ　11:25
	郡山ゲート発	ゲート通過は、予め登録しておいた通行証を提示して、それぞれの身分証明書（運転免許証等）が確認されしだい通過する。 **（原告の説明）**：この煩わしさは、1～4 号機の破裂による核のゴミを不当に置いたためのものである。不当というのは、双葉町に立地してある 5・6 号機は放射能を放出していないのに、大熊町の 1～4 号機が放出した核のゴミを双葉町が受け入れる理由がないからである。汚染者負担の原則に反し、中間貯蔵施設が作られたために自有地に勝手に入れなくされた被害・損害が発生している。	エ　11:30
①	郡山公民館	**（実施事項）** ・眺望 ・モニタリングポスト確認と空間線量測定 ・事前測定結果の確認 ・桑原氏による計測機器類の説明 **（原告の説明）** ・大字郡山公民館の役割について、郡山住民が集い、新年会、村祈祷、地域防災組織の基地、夏祭り、町民体育祭の拠点及び八幡神社の例祭等の拠点施設として、有史以来利活用されてきていた。 ・大字郡山地区には 152 世帯、463 人（平成 23 年 2	ア　2 分 イ　11:32 ウ　15 分 エ　11:47

		月時点）が協働しながら生活をしていた。 ・2011 年 3 月 11 日○○時○分（○とした理由は双葉町災害対策本部長に、福島県の 20 時 50 分の避難指示が直接伝わっていないから）の２ｋｍ以内の避難指示により大字郡山地区は無人になってしまった。 ・有史以来続いてきた、大字郡山地区の歴史・伝統・財産・生活権・隣組の組織・終の棲家等の全てが止められてしまった。 ・追い討ちとして、無垢で、無知な住民たちを汚染者負担の原則に反し、中間貯蔵施設として第一原発から放出された「核のゴミ」を、仮の置き場とされてしまい汚染が続いている。 ・この場所は、理不尽な原発事故の被害の大きさの全貌を歴史に刻んで観ている。 ⁂　これは、被告国の規制義務の任務懈怠によって、原発事故を防がなかったことが主因である。 又、原発を所有し、運転し、利益を上げてきた被告東電の、郡山地区住民に対する「安全確保協定」に違背するものである。	
②	原告所有地 双葉町貸与地	**（実施事項）** ・町への貸与地を眺望する。 **（原告の説明）** ・双葉町の唯一の観光施設として、海浜公園整備が進められてきた区域内に所有する原告の土地を、町の観光推進事業に協力することしたものである。 ・古くは、松林として、遮光、休憩、眺望の場所としてきていたが、現在は松くい虫被害で、松は枯れてしまいその姿は現存していない。 ・現在も、町との賃貸借契約はしているが、利活用されていないので賃借料は支払われていない。	ア　3 分 イ　11:50 ウ　8 分 エ　11:58
③	原告所有地 民間商店貸与地	**（実施事項）** ・護岸堤防からの眺望 **（原告の説明）** ・津波の被害だけだったら、今頃は、海水浴場とし	ア　0 分 イ　11:58 ウ　2 分 エ　12:00

		て復活していただろうが、原発事故の影響で永遠に復活することは適わない。 ・まして、トリチウム等を含んだ汚染水を海洋に放出されたら、原発事故の収束には至らないので、営業は不可能で、賃借料も得られなくなっている。	
④	原告自宅	**（実施事項）** ・外観：避難開始の 3 月 11 日以来、手つかずの状態なので、草木が茂り荒れ放題になっている。 ・内観：避難開始直後、被告東電が自主的に、屋根にシートをかけて雨水を防いだが、時間の経過とともに、破れ、飛散して効果が無くなり、自然に朽ちて天井、壁、床が壊れている。 **（原告の説明）** ・原告は、本件事故は人災とみなしているので、災害対策基本法がいう、責任の所在を隠蔽しながら進めている「復興」の美名に惑わされることはできない。この為、核のゴミ置き場の「中間貯蔵施設」の設置には反対してきている立場を堅持しているので、原告所有地には環境省の手が及んでいない。 ・所有地及び、家屋等を朽ちるままにしておく理由は、原発事故のむごたらしい姿を時系列的に記録し、後世に史実として伝えるためである。 ・原告は、この朽ちてゆく姿を喜んでいるわけでは決してない。 ・人災による原発事故で、政府災害対策本部の理不尽な事故対応、所謂、事故前に約束されていた「原子力災害対策マニュアル・防災訓練マニュアル」等を滅却させ、原告「双葉町原子力災害対策本部長」を事故対応の中枢から排除して、無法の組織の暴走に対する反感を、この家の朽ちる姿で示している。	ア　5 分 イ　12:05 ウ　20 分 エ　12:25
⑤	㈱丸井貸与地	**（実施事項）** ・使えなくなった水道機材と草木の生い茂る敷地を眺望する。 **（原告の説明）**	ア　2 分 イ　12:27 ウ　5 分 エ　12:32

		・草木の繁茂は、事故の甚大さと、事故によって浪費している時間の大きさを示している。 ・事故前のように利活用されていないので、賃借料は未収となっている。	
⑥	原告圃場	**（実施事項）** ・圃場は広大なので眺望により、利活用されていない状況の確認。 **（原告の説明）** ・ここは、休耕対策として大豆を作付けしていた圃場。今は、放射能に汚染されて大豆の作付けができない状態になっている。	ア　4 分 イ　12:36 ウ　1 分 エ　12:37
⑦	羽山神社	**（実施事項）** ・羽山神社から第一原発の眺望 ・空間線量計目視確認 ・中間貯蔵施設燃焼施設からの異臭確認 **（原告の説明）** ・第一原発の至近距離にある羽山神社は、放射能で被ばくをさせられ続けている。 ・風向きが、原発の風下になると、空間線量計の値が上がる。 ・至近距離にある、中間貯蔵施設の焼却場から発する異臭は鼻を衝く酷さである。 ・神社境内からの発電所方向の眺望は、焼却施設の建設によって遮蔽されてしまっている。 ・ここの眺望は、原発事故がもたらしている現実を観察するのに、貴重なものと判断している。	ア　5 分 イ　12:42 ウ　15 分 エ　12:57
	山田ゲート	**（原告の説明）** ・事故後でも、原告（双葉町長としての）の治政下にあるのに、何で、彼ら（どこかの、誰かが）が支配するのだと強い怒りがこみ上げてくる場所である。 ・このゲートを通過するたびに、原発行政の不作為と被害の甚大さを強く感じさせる。	エ　13:04
⑧	新山広町公園	**（実施事項）** ・ここに在ったモニタリングポストは、消防屯所の	ア　5 分 イ　13:09

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>移築工事のために、移動をくり返し、移築工事が完成後、従来の場所に戻されているが、周辺の汚染状態は残っていないために眺望だけにする。

（原告の説明）
・2021 年 6 月 12 日今中資料『双葉町の女の子が 100 ミリシーベルトの甲状腺被曝を受けた』ストーリーより転載（本誌後段に全文添付）
 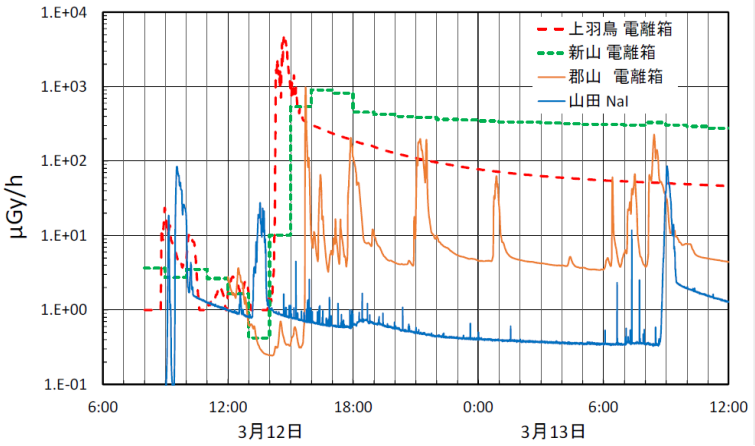

図４．2011 年 3 月 12 日から 13 日午前中の双葉町 MP の空間放射線量.
新山はチャート読み取りの１時間平均で、残りは20秒間デジタル記録．上羽鳥MP の最大値は3 月12 日14 時40 分の4610μGy/h でこのピークは１号機ベント由来．新山の山と郡山の最初のピークは１号機水素爆発に対応．２号機、３号機のメルトダウンは13 日以降なので、12 日の放射線記録はすべて１号機由来．（原告補足：μGy/hは、放射能を全身に均一に受けた場合、μSv/hに等しい）
・国際機関らが言う推計とは、全く違うことをここで証明できる。</td>
<td>ウ　１分
エ　13:10</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>双葉町新役場</td>
<td>休憩・トイレ等
内覧・役場職員の案内・説明等が考えられる。
（原告の説明）</td>
<td>ア　２分
イ　13:12
ウ　10 分</td>
</tr>
</table>

		・ここは、違法の見本を観察する場所である。 ・炉規法、放射線障害防止法並びに被告東電の入所教育教材 A 及び B/C を詳読すると、ここは管理区域内の汚染状態であることが分かる。 ・為政者が法及び告示について、無知であることを証明している場所でもある。 ・災害対策基本法・原災法に地方自治体の責務として、「住民の生命、身体及び財産を保護する」定められているのは、被ばく被害から住民を保護することにあるが、現執行者は使命を怠っている。 ・現執行者は、平成 22 年度の原子力防災訓練に参加していないので、双葉町災害対策本部が町民たちを被ばくから守る役目を理解していない。この為、20 ミリシーベルトという法外な数値を強制する、政府災害対策本部の指示に従っている姿を、観察することができる。	エ　13:22
	車中町内巡回	**（実施事項）** ・原発事故がもたらした悲哀を車中から観察する。 ・事故前は住宅が密集していたが、環境省の家屋取り壊し政策により、空き地になった風景を観察する。 	
⑨	双葉町旧役場	**（実施事項）** ・モニタリングポスト確認 ・計測地確認 ・庁舎内巡回・・掲示板確認 ・屋上からの眺望	ア　7 分 イ　13:29 ウ　25 分 エ　13:54

		（原告の説明） ⁂2011 年 3 月 11 日の出来事 ・地震発生時の原告は富岡町双葉地方会館に在所していた。 ・携帯電話で町へ連絡することなく、町へ大急ぎ引き返す ・大津波が熊川橋を襲う寸前に通過した、同じく、県栽培センター横を通り抜ける。原発西側の道路を通り、町工業団地を通り抜け、陥没していた道路を通り役場に戻り、庁舎の外観、内部の被害状況を確認して、町長室に戻る。 ・第一回町災害対策本部会議を開催、担当課長が 1 階で警察官から会議をやっている場合ではないでしょうと告げられる。東電からの情報の有無未確認。 ・担当課長から、オフサイトセンターに何度も電話したがつながらないという報告。 ・町災害対策本部は、地震の被害と津波被災者救助に集中していた。 ・この時点では、第一原発が津波の被害で、機能を失っていたこと等知らなかった。 ・担当課長は県庁に電話をしたところ、県は何も知らない様子だったと報告。 ・原災法第 10 条通報が発電所からファックスがあったが、追って発電所から電話で説明されなかった。 ・同じく、第 10 条通報があれば、国と県から同じく、連絡が入ることになっていたが、全く通報連絡は無かった。 ・第 15 条緊急通報がファックスされても、東電・国・県から連絡と説明が無かった。町は情報過疎に置かれていた。 ・原子力防災専門官からの一斉招集の通報・連絡は無かった。原告が町災害対策本部長でいた期間一度も彼らから連絡がなかった。 ・福島第一保安検査官事務所の職員らの裏切りが無ければ、原告並びに双葉町民は被ばくをしなくても	

よかった。
・原告が町長を辞めてから「11 日 17 時に『第一原発放射のうもれ』という、官邸から防衛省に発出されたファックスのコピー」を目にする。

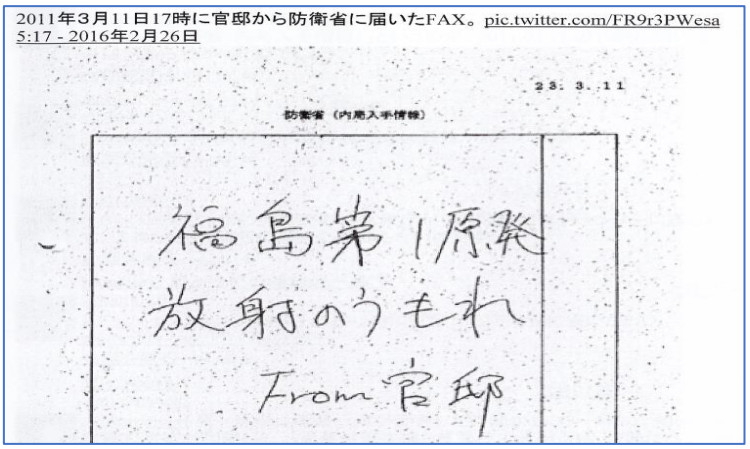

（上記コピーの拡大版は別添する）

・何も知らない原告は、避難先の町民を見舞うために避難先訪問に出かける。この時携帯無線機を携行していた。
・県の２ｋｍ以内の避難指示及び、政府の３ｋｍ以内の避難指示は、原告の外出中に発出されていた。
・21 時以降、東電社員と家族は静に双葉町から避難をしていた、この時、町災害対策本部はこれを知らなかった。
・原告外出中に内堀雅雄副知事が庁舎を尋ねていたが、町長不在というと直ぐに去っていった。
・原告、午前０時３０分頃、庁舎に戻る。
⁂3 月 12 日 14 時過ぎまでの出来事
・深夜から被告東電と政府災害対策本部は「ベント実施」について議論していたが、双葉町災害対策本部には話が一切なかった。したがって、世界初のベント実施について、双葉町災害対策本部は知らされていないので同意・合意していない。
・3 時頃、武藤栄副社長と社員が役場に来た。武藤副社長は、いつものことだが、もぐもぐという聴き取れない言葉で話すので、明確に「ベント」を行うと

		いう言葉は聞いていなかった。 ・政府災害対策本部は、双葉町に全町民がいるのに、原子炉の生の放射能を被せる行為を実施させていた。これは、双葉町民の私権に係わる重大な権利侵害行為であって、未来永劫許されるものではない。 ・5 時 44 分の 10 ㎞以内の避難指示をテレビで知った、担当課長が慌てて町長室に入り、これを報告。 ・この課長に、直ちに町災害対策本部会議の開催を指示し、開催し、避難先の確保を急いだ。 ・昨日の原災法第 10 条通報以来、原子力防災専門官からの連絡は全くなく、原子力災害対策マニュアルと、避難訓練の約束は機能しなかった。 ・後日判明したのは、菅直人総理大臣が政府災害対策本部長の一部権限を、政府現地対策本部長に委譲していなかったこと。この為、双葉町災害対策本部に委譲の公示文が政府から届いていなかった。 ・したがって、本件事故の対応に当たった組織はいずれも非合法でおこなわれているので、政府災害対策本部の指示は全て違法であり、加害的でもある。	
⑩	ヘルスケアふたば	**（実施事項）** ・眺望 ・桑原氏による計測実演 ・屋内巡回 **（原告の説明）** ・ここの 3 つの施設の避難が遅れていた。 ・このため、14 時 20 分頃、原告は役場職員を連れて同所に向かう。 ・同所では、自衛隊員、警察官、病院職員らが介護要支援者らをバス、自衛隊の救護車両に、乗車の介助を急ぎ足で行っていた。	ア　2 分 イ　13:56 ウ　20 分 エ　14:16

・14 時 40 分 40 秒に上羽鳥モニタリングポストでは、1 号機のベントによる放射能 4,613μSv/h が観測されていた。

		Ch.	CH001		CH004		CH005			CH006		
		Tag	低 DOSE		高 LIN		高 LOG1			高 LOG2		
		Tag No.										
		Unit	nGy/h		nGy/h		nGy/h		1時間値	nGy/h		1時間値
Date	Time	sec	MIN	MAX	MIN	MAX	MIN	MAX	MIN-MAX平均 整数処理	MIN	MAX	MIN-MAX平均 整数処理
2011/03/12	14:33:20	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	7.7268E+05	8.2509E+05		7.8433E+05	8.3657E+05	
2011/03/12	14:33:40	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	8.2509E+05	9.6828E+05		8.3657E+05	1.3320E+06	
2011/03/12	14:34:00	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.3320E+06	1.6577E+06	
2011/03/12	14:34:20	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.6520E+06	1.6807E+06	
2011/03/12	14:34:40	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.6331E+06	1.6982E+06	
2011/03/12	14:35:00	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.6982E+06	2.0324E+06	
2011/03/12	14:35:20	0.000	1.0414E+05	1.0414E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		2.0324E+06	2.7164E+06	
2011/03/12	14:35:40	0.000	9.8446E+04	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7164E+06	3.3963E+06	
2011/03/12	14:36:00	0.000	9.3154E+04	9.8446E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.3963E+06	3.8238E+06	
2011/03/12	14:36:20	0.000	9.3154E+04	9.3154E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8238E+06	3.8548E+06	
2011/03/12	14:36:40	0.000	9.3154E+04	9.8446E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.5810E+06	3.8548E+06	
2011/03/12	14:37:00	0.000	9.8446E+04	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7384E+06	3.5810E+06	
2011/03/12	14:37:20	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.9275E+06	2.7384E+06	
2011/03/12	14:37:40	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.7579E+06	1.9275E+06	
2011/03/12	14:38:00	0.000	1.0404E+05	1.0414E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.7865E+06	2.3605E+06	
2011/03/12	14:38:20	0.000	1.0414E+05	1.0423E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.3605E+06	2.4946E+06	
2011/03/12	14:38:40	0.000	1.0404E+05	1.0423E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.4946E+06	2.7990E+06	
2011/03/12	14:39:00	0.000	1.0028E+05	1.0414E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7990E+06	3.3768E+06	
2011/03/12	14:39:20	0.000	9.9357E+04	1.0037E+05	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.2211E+06	3.4080E+06	
2011/03/12	14:39:40	0.000	9.3068E+04	9.9357E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.2772E+06	3.8194E+06	
2011/03/12	14:40:00	0.000	8.8961E+04	9.3154E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8194E+06	4.2121E+06	
2011/03/12	14:40:20	0.000	8.6616E+04	8.9043E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.2121E+06	4.4463E+06	
2011/03/12	14:40:40	0.000	8.5622E+04	8.6616E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.4463E+06	4.6132E+06	
2011/03/12	14:41:00	0.000	8.6616E+04	9.1369E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.1831E+06	4.5709E+06	
2011/03/12	14:41:20	0.000	9.1369E+04	9.4886E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8637E+06	4.1831E+06	
2011/03/12	14:41:40	0.000	9.4886E+04	9.9449E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.5156E+06	3.8637E+06	
2011/03/12	14:42:00	0.000	9.9449E+04	1.0139E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.3189E+06	3.5156E+06	
2011/03/12	14:42:20	0.000	9.6650E+04	1.0037E+05	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.3574E+06	3.5237E+06	
2011/03/12	14:42:40	0.000	9.6650E+04	9.7634E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.4041E+06	3.5116E+06	
2011/03/12	14:43:00	0.000	9.5763E+04	9.7544E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.4159E+06	3.5318E+06	
2011/03/12	14:43:20	0.000	9.4016E+04	9.5763E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.5318E+06	3.6517E+06	
2011/03/12	14:43:40	0.000	9.2300E+04	9.4016E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.6517E+06	3.6855E+06	
2011/03/12	14:44:00	0.000	8.9867E+04	9.2300E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.6855E+06	3.8107E+06	
2011/03/12	14:44:20	0.000	8.9043E+04	9.0615E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8107E+06	3.8949E+06	
2011/03/12	14:44:40	0.000	8.6696E+04	8.9043E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.8949E+06	4.0738E+06	
2011/03/12	14:45:00	0.000	8.6696E+04	8.7498E+04	249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.0504E+06	4.0879E+06	
2011/03/12	14:45:20	0.000	8.6616E+04	8.7498E+04	249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		4.0411E+06	4.0879E+06	

〖上羽鳥地区モニタリングポストの実測値（拡大版別添〗

・しかし、同所では何も知らないで、避難の介助が続けられていた。

・15 時 36 分頃、第一原の方向から地響きとともに大きな爆発音が届いた。

・避難が完了する前に 1 号機が爆発をした。

・やがて 3～4 分後に、空が少し暗くなり、空から 1 号機の爆発物が風に流されて、粉塵やちぎれた断熱材が頭上に舞い降りてきた。この時、この場では避

難介助の喧騒が止み、声を含む音が消えた。

降下物のイメージを示す（ぼたん雪写真　原告撮影）

・この時、ここには被告東電、被告国、チェルノブイリ・フォーラムの構成員たちは誰もおらず、被ばく線量を計測した者はいないので、ここで被ばくした入院患者らを含む約 300 人の健康障害を否定できるものたちは、この世に存在しない。
・翌 13 日、汚染状況を知らない JVJA の人たちは、我々が被曝した場所を訪ねて、線量計で測ったら、1000μSv/h まで測れる計測器の上限を超えて、計測不能になった。

〖日本ビジュアル・ジャーナリスト協会一行〗

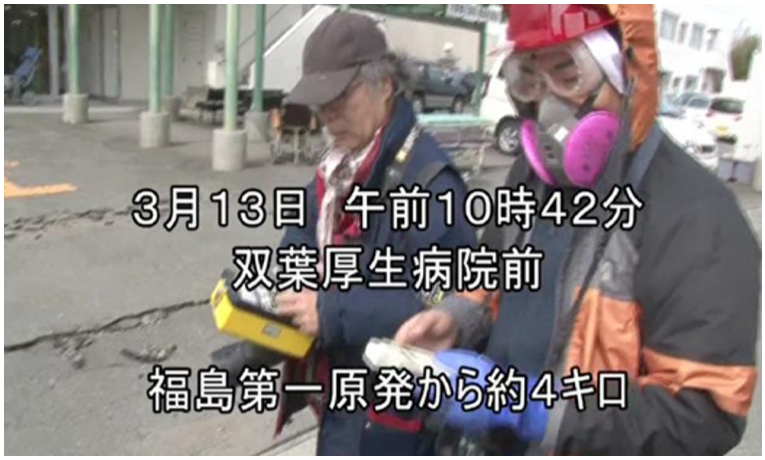

		 ・この瞬間から、広島・長崎の被ばく被害の映像が瞼から離れない。 ・名前は忘れたが、この場にいた警察官にこの時の思いを聞いたら、「死ぬかと思った」と強い恐怖を語ってくれた。 ・この時、原告はシンチュレーション・サーベイメータを役場から持参していたので、測ろうとしたら瞬時に針が振り切れて計測ができなかった。後で調べたら、30μSv/h が計測の上限と分かり、振り切れても仕方がなかった。 ・この実情を省みることが出来ない者がいたら、それは真正の加害者と判断することにしている。 ・後に、放射線医学総合研究所の明石真言が、我々のことを「双葉地区住民はハイリスク群」と、呼んでいる。 **・ここは、本件事故の偽装の本家・本元なので、裁判官の皆さんには同じ状態を想像していただいて、本件事故の隠ぺいの酷さを感じ取っていただきたいと願っております。**	
⑪	上羽鳥モニタリングポスト	**（実施事項）** ・眺望 ・モニタリングポスト確認 **（原告の説明）** ・3 月 12 日 14 時 30 分頃、世界初の 1 号機のベントが行われ、夥しい放射能を双葉町方面に放出した。	ア　4 分 イ　14:20 ウ　3 分 エ　14:23

≪NHK　E テレより転載≫

・下記は最大値 4,613μSv/h の表の拡大

（福島県より開示されたもの）

3.2772E+06	3.8194E+06
3.8194E+06	4.2121E+06
4.2121E+06	4.4463E+06
4.4463E+06	4.6132E+06
4.1831E+06	4.5709E+06
3.8637E+06	4.1831E+06
3.5156E+06	3.8637E+06
3.3189E+06	3.5156E+06
3.3574E+06	3.5237E+06
3.4041E+06	3.5116E+06

本件に於いて唯一公的な汚染量の記録が、福島県上羽鳥モニタリングポストに記録されていた。

＊原告の双葉町長就任前の職業は、土木・建築・空調・換気・衛生設備工事及び空調機、ポンプ、ボイラー等の修繕・維持管理を生業としてきていた。

ア　上記業務を請け負うための資格を有しなければならない。

イ　上記業務を請け負う場合には、装備、機械、工具、治具、計測器等の備えが無ければならない。

ウ　上記業務を施工するためには、有資格者と従業員を雇用しておかなければならい。

エ　上記業務を請け負う場合には、業法上の資格、工事施工に必要な資金も必要である。

オ　上記業務を請け負う場合には、信頼してくれる顧客が必要である。

ア～オを備えたら、顧客が求める形状、規格、寸

法、強度、美観について満足されるように施工し、完成させる。
ここで大事なことは、施工誤差は許容される以内でなければならないことである。
・原告が思うに、放射線管理において、公差・誤差の規準が無く、推定とか推計という非常にあいまいなことで、被ばく被害の有無を語る専門家或いは国際機関には、精度の感覚がないようである。
・上羽鳥モニタリングポストの最大測定値 4,613μSv/h を理解するには、本件事故前の平均値 0.05μSv/h と増減の比較をすると、4,613÷0.05μSv/h では、**92,260 倍**も被ばくをさせられたことが分かる。
・これを許容される公の差の考え方を基にすると、1号機ベントによる上羽鳥モニタリングポスト値の 4613μSv/h と事故前の 0.05μSv/h との倍数は、92,260 倍になっているので、下記、普通公差表を用いても許容される限度を遥かに超えていることが分かる。

表10 普通公差

寸法の区分		公差等級			
		精級 (f)	中級 (m)	粗級 (c)	極粗級 (v)
0.5以上	3以下	±0.05	±0.1	±0.2	-
3を超え	6以下	±0.05	±0.1	±0.3	±0.5
6を超え	30以下	±0.1	±0.2	±0.5	±1
30を超え	120以下	±0.15	±0.3	±0.8	±1.5
120を超え	400以下	±0.2	±0.5	±1.2	±2.5
400を超え	1000以下	±0.3	±0.8	±2	±4
1000を超え	2000以下	±0.5	±1.2	±3	±6
2000を超え	4000以下	-	±2	±4	±8

・逆に、0.05μSv/h を上記表に従えば、中級の±0.1 を 0.01 に置き換えて計算すると、0.05±0.01 とし、0.06μSv/h から 0.04μSv/h が許容される範囲となるべきである。（資料別添）

・（例）土木工事　場所打ち擁壁工の規格値ついて以下のような許容差が決められている。下記の規格外なのは完成品とされないので、取り壊して作り直さなければならない。（拡大版別添）

工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所
（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	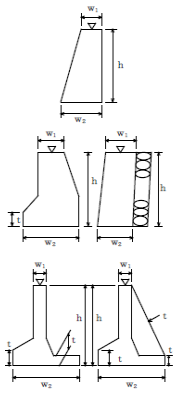
	厚　さ t		−20		
	裏込厚さ		−50		
	幅 w_1, w_2		−30		
	高さ h	h＜3m	−50		
		h≧3m	−100		
	延　長 L		−200	１施工箇所毎	

※原告は長年、建設業を営んできたが、完成検査が通らなかった工事は無かった。被告らは、原告及び町民たちを、これ以上騙そうとはしないで、事故前の数値を基準に、増えた分の許される範囲内で被害・損害を語るべきではないのかと考えている。

	長塚越田スクリーニング会場	**（実施事項）** ・防護装備脱衣、計測、線量記録受領 ・用便等が済めば解散する。 ・裁判所側のご挨拶があれば頂く。 **（原告の説明）** ・本日ご覧いただいた双葉町の姿は、原発植民地の悲哀である。事故前の大規模な工事・修繕は、東京本社で東京の企業に発注し、被ばくを伴う現場作業は、薄利で地元という構造になっていた。 ・本日ご覧頂いた復興という双葉町は、復興の旨味を東京の大手ゼネコンが、被ばくをすることなく一手に請け負い、被ばくを伴う実作業はミニコンや双葉町の零細企業が、薄利で健康を保証されない仕事を行っている。 ・事故前も事故後も、双葉町の企業と住民は、原発行政のゆがんだ犠牲者にされている姿をご覧いただきました。 ・最後に、東京地方裁判所裁判官の皆様には、公務ご多端な中、本日の現地進行協議の実施に際し、ご	

		来町されましたこと、お礼を申し上げます。 ・無事帰京されることを願い散会いたします。 ・終了・解散。	

行程全体図

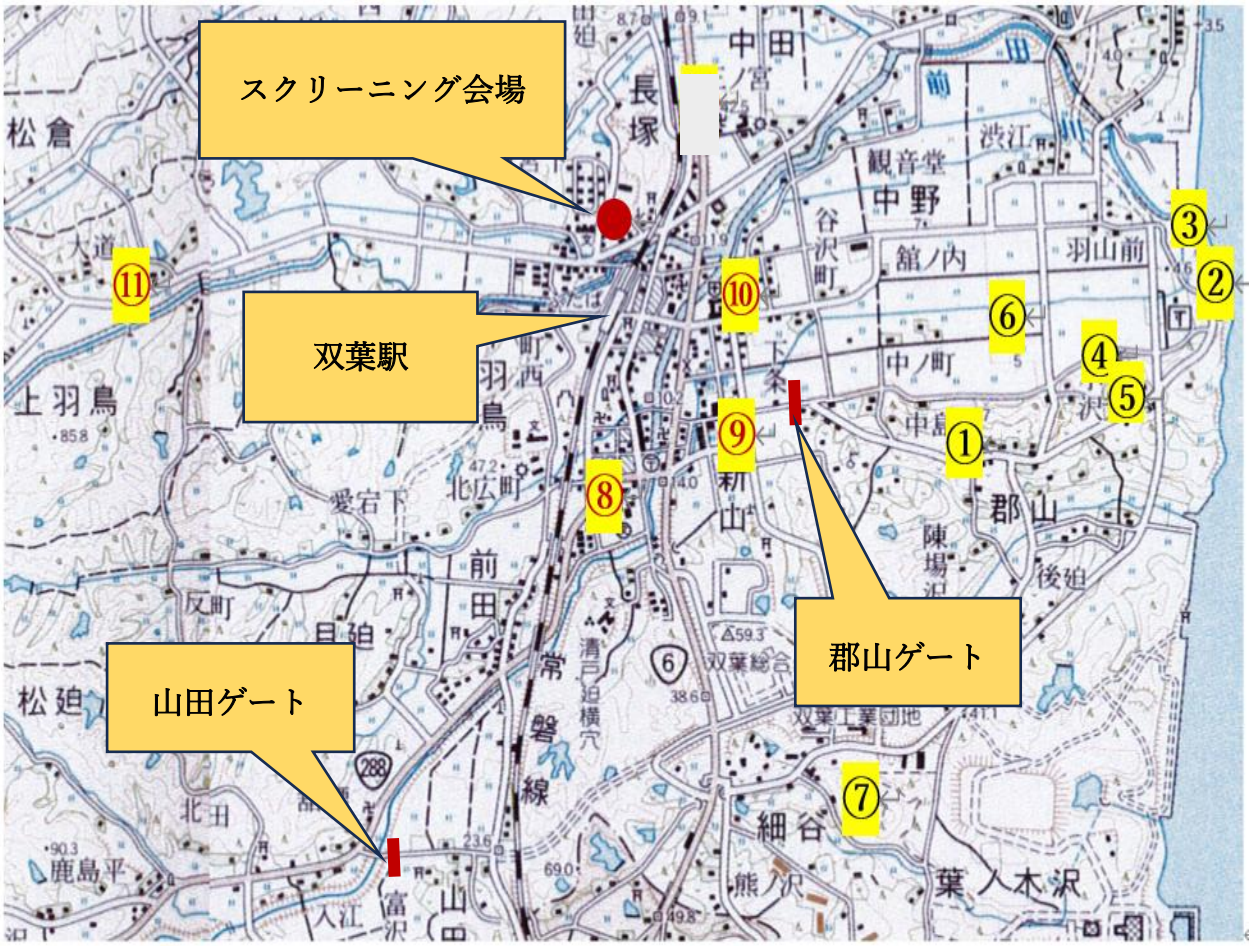

凡　例

番　号	進行協議実施場所名　　○：中間貯蔵施設内、○：中間貯蔵施設外
①	郡山公民館　計測器の説明　モニタリングポスト数値確認
②	海浜公園　　双葉町への賃貸地　眺望
③	同上　　森藤商店への賃貸地　眺望
④	原告自宅　　家屋・敷地の荒廃確認
⑤	原告敷地　　㈱丸井への賃貸地
⑥	原告圃場　　津波被害のままの荒廃確認　眺望
⑦	羽山神社　　第一原発の眺望　空間線量測定

⑧		新山広町公園跡　モニタリングポスト有　工事で移動・履歴が無い　眺望
⑨		旧双葉町役場　モニタリングポスト有　庁舎内外確認
⑩		ヘルスケアふたば　原告が強度の被ばくを強いられた場所、内外確認
⑪		上羽鳥モニタリングポスト　双葉町で唯一最大汚染量が記録された所

【巡回経路地点図】

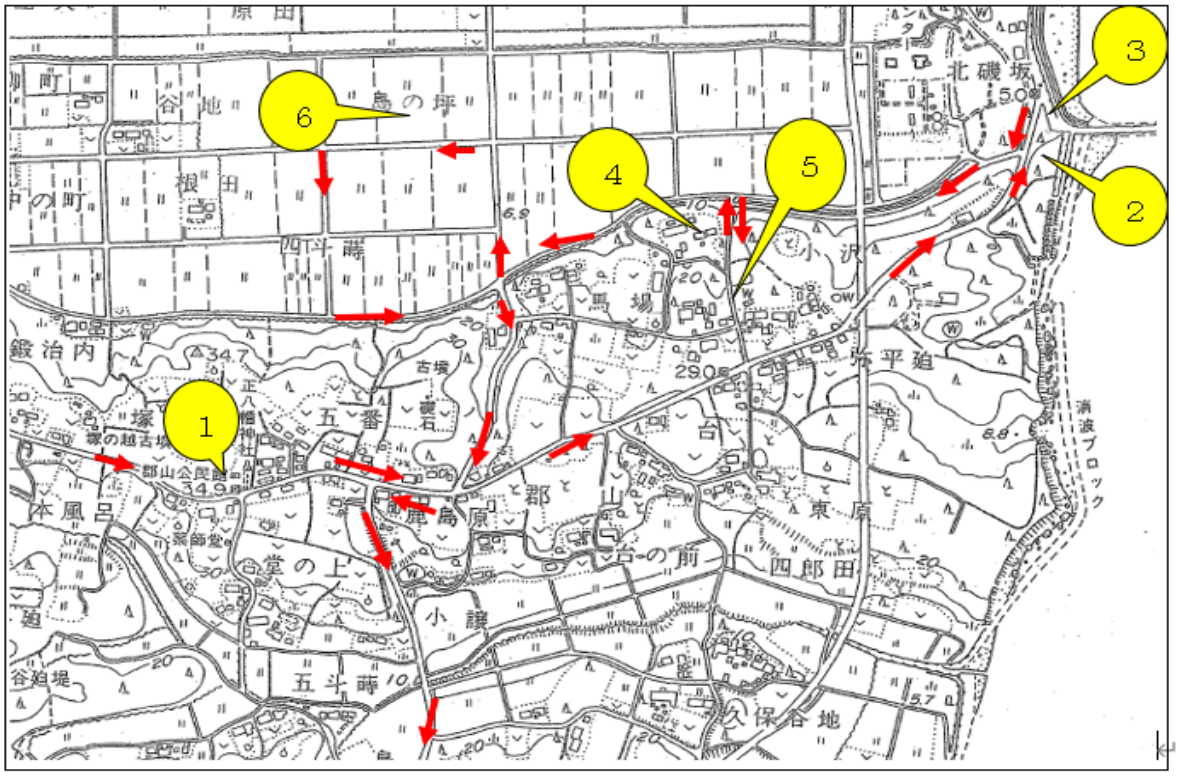

≪大字郡山地内行路図≫

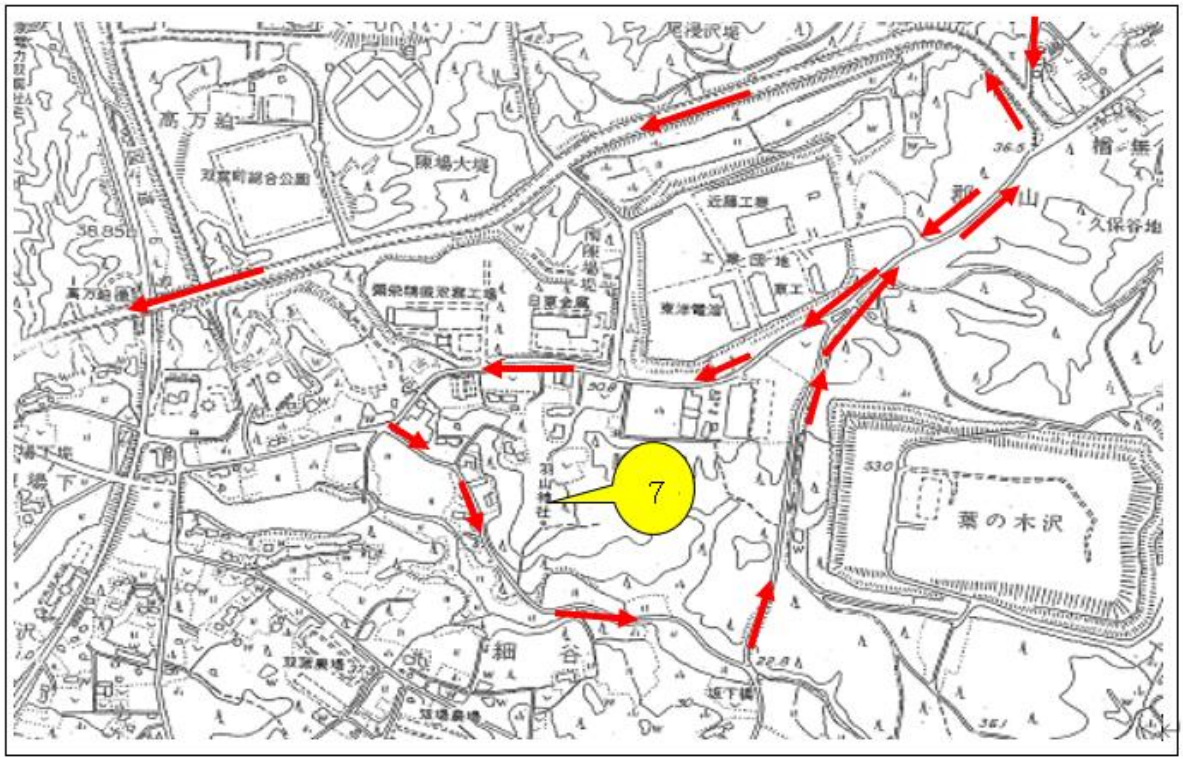

≪大字細谷地内行路図≫

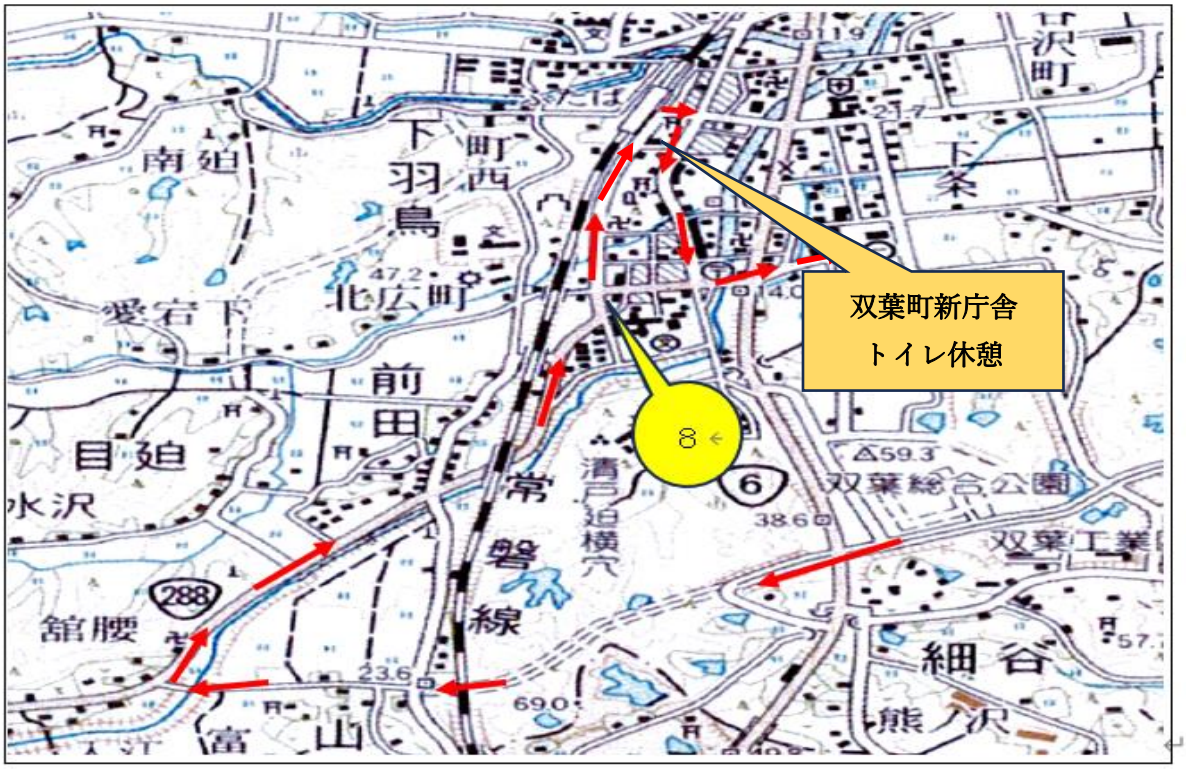

≪大字細谷―山田―前田―新山地内行路図≫

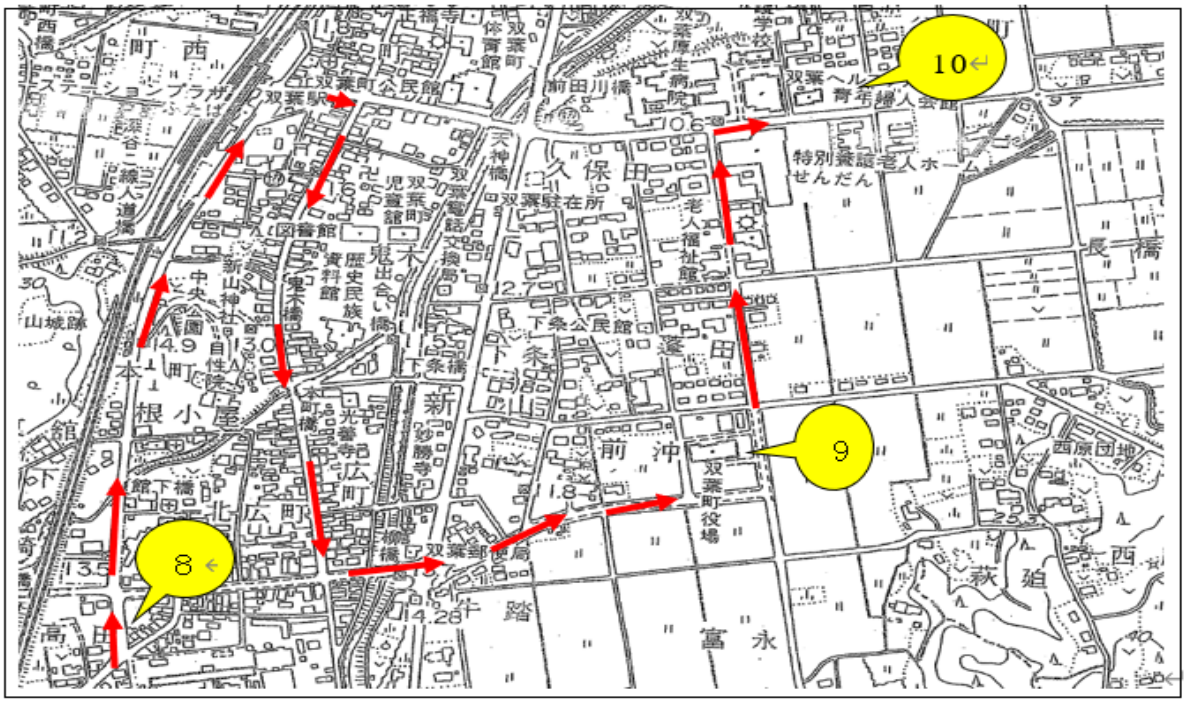

≪大字新山―長塚地内行路図≫

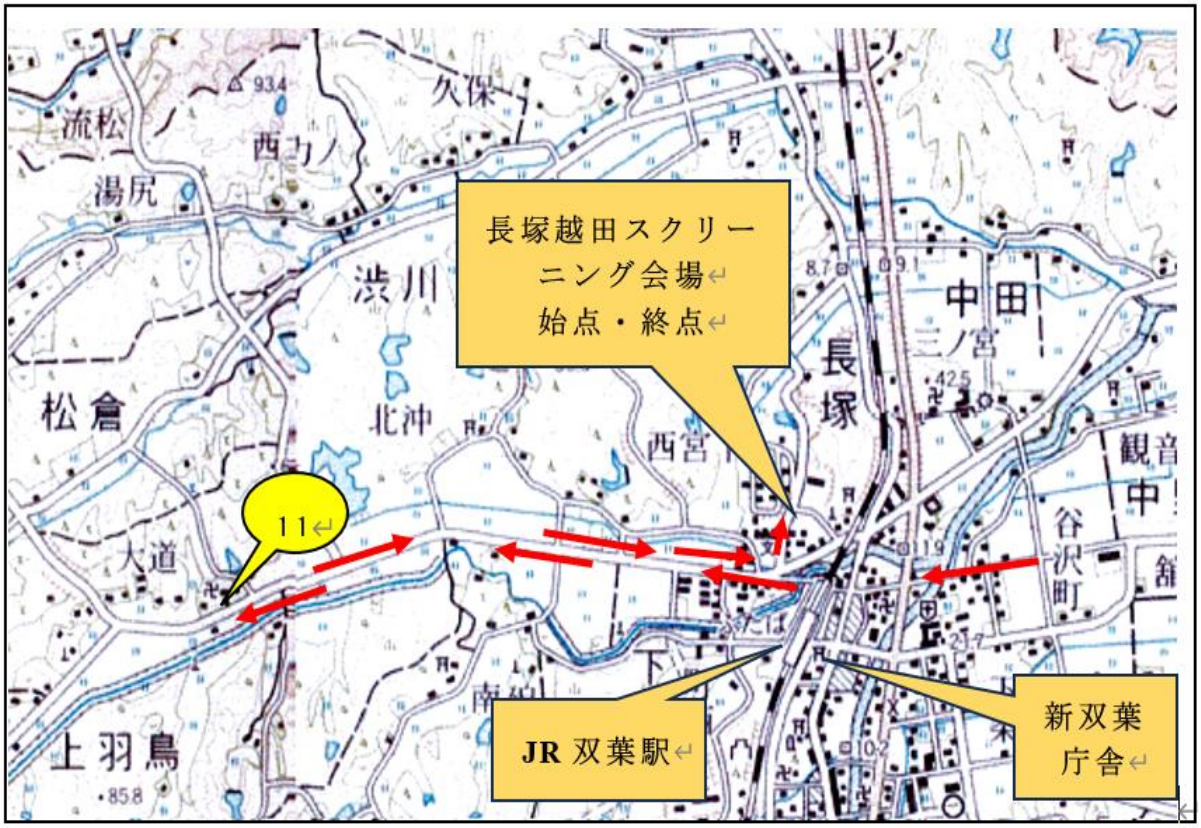

≪大字羽鳥地内案内図≫

おわり